

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則
附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」の取扱いについて

令和4年5月31日

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則等の一部を改正する規則（令和4年達示第48号）附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」は、別表に定める部局又は施設に所属し勤務する事務補佐員に適用するものとする。

この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は人事担当の理事が定める。

附 則

この取扱いは、令和4年10月1日から実施する。

附 則（令和5年9月総長裁定）

この取扱いは、令和5年10月1日から実施する。ただし、附属地震災害研究センター宮崎観測所に係る部分は、令和4年10月1日から、附属斜面未災学研究センター徳島地すべり観測所に係る部分は、令和5年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和6年6月総長裁定）

この取扱いは、令和6年7月1日から実施する。

別表

（令5. 9. 29裁・令6. 3. 27裁・令6. 6. 28裁・一部改正）

部局名	施設名
医学部附属病院	
理学研究科	附属天文台（飛騨天文台） 附属天文台（岡山天文台）
農学研究科	附属牧場
生存圏研究所	信楽MU観測所
防災研究所	附属地震災害研究センター宮崎観測所 附属火山防災研究センター桜島火山観測所 附属斜面未災学研究センター徳島地すべり観測所 附属火山防災研究センター穂高砂防観測所 附属気候変動適応研究センター白浜海象観測所 附属気候変動適応研究センター潮岬風力実験所
フィールド科学教育研究センター	和歌山研究林 徳山試験地 紀伊大島実験所
野生動物研究センター	熊本サンクチュアリ